

# コンプライアンス規程

## 三進社コンプライアンス基本方針

事業を行う上で大切なことは、法を遵守する・社会的責任を果たす・公正な事業活動です。当社はコンプライアンスを遵守いたします。

### （目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、当社全体においてコンプライアンス精神を養い浸透させるため、代表取締役を含む全役員および従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、本規程、法令、定款その他規範を事業活動、職務執行、社会的活動等の基本として遵守し、コンプライアンスシステムの構築、実施および企業倫理の実践に努め、公正かつ責任ある事業活動を行うとともに、当社が適法かつ正当な企業であると社会的に正当に評価され、事業活動および職務執行が明確な形で報われることを確保するとともに、そのような企業社会の構築、発展に寄与するよう努めるために必要な事項を定めることを目的とする。

### （適用等）

第2条 本規程は、代表取締役を含む全役員、正社員、嘱託社員（常勤および非常勤）、契約社員、アルバイト、外部からの出向者および派遣社員（以下「従業員等」という。）に適用する。

### （権限および責任）

第3条 コンプライアンスシステムの構築、実施に関する組織は、別紙「組織図」（略）のとおりとする。

2 従業員等の権限および責任は、以下のとおりとする。

- (1) 従業員等は、法令、本規程その他当社の規程、行政機関の通達その他遵守すべき規範、業界団体の規範等を遵守しなければならない。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス管理室室長を任命するとともに、コンプライアンス管理室室長に対し、本規程の実行その他コンプライアンス活動に関するすべての権限を与える。
- (3) コンプライアンス管理室室長は、本規程の実行に関しコンプライアンス方針に基づき策定された規程について、すべての権限および責任を有する。
- (4) コンプライアンス管理室室長は、コンプライアンス管理室室長を補佐する者（以下「管理補助者」という。）を任命することができる。

- (5) 管理補助者は、基本的に各部門長が任され、本規程の実行にあたり、コンプライアンス管理室室長を補佐する。

(従業員との関係)

第4条 従業員の人権を尊重し、人種、信条、性別、宗教、国籍、年齢、学歴等に基づく雇用における差別的取扱いをしない。

- 2 労働基準法等の労働関係諸法規、就業規則および労働協約を遵守し、職場における良好な労働関係を構築、維持する。
- 3 職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の違法または不当な行動を禁止し、健全明朗で働きやすい職場環境を作る。従業員の苦情相談窓口を経理総務部とする。
- 4 従業員のプライバシーを保護する。

(役員との関係)

第5条 取締役と会社の馴合い取引を禁止する。

- 2 取締役の競合取引を禁止する。
- 3 公正妥当な会計原則に従った適正な会計処理を行い、違法配当、粉飾決算、背任、特別背任となる行為を禁止する。

(取引先、顧客との関係)

第6条 業法を遵守し、カルテル、入札談合等その他違法、不公正な競争や取引を禁止し、すべての取引先、顧客に誠意をもって接する。

- 2 特許権その他知的財産権の侵害、偽ブランド、模倣品等の製造、販売その他違法、不当な取引を禁止する。
- 3 営業秘密、企業秘密の遵守および適切な情報管理を行う。

(消費者との関係)

第7条 個人情報情報を漏洩せず、かつ、違法、不当に開示、利用しない。

- 2 人体に危害を及ぼす商品、自然環境を害する商品その他危険な商品を製造、販売しない。
- 3 虚偽表示、誇大広告、不当勧誘による取引をしない。

(株主、投資家、投資機関との関係)

第8条 株主に対し適切な情報開示を実施して、透明性の高い経営を行う。

- 2 インサイダー取引を禁止する。
- 3 株主市場における風説の流布、相場操縦や株式の空売りを禁止する。

- 4 有価証券報告書等会計帳簿の虚偽記載を禁止する。
- 5 理由の如何にかかわらず総会屋その他反社会的勢力を利用せず、かつ、反社会的勢力に対し利益を供与しない。

(社会との関係)

第9条 自然環境問題に取り組み、安全で健康な地球環境の保全に寄与する。

- 2 当社および従業員等も社会の一員であることを自覚し、地域活動、文化活動、体育活動等に積極的に参加し、かつ、災害等の緊急時における防災・救援活動等の支援を通じて、積極的に社会貢献活動を行う。
- 3 反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除する。

(違法行為への対処)

第10条 本規程に違反する事態が発生した場合または違反する事態が発生したと推認される場合は、関係部門、コンプライアンス管理室による対応のほか、代表取締役を含む全役員が自ら問題解決に当たるものとするとともに、必要に応じて社外弁護士や有識者の参加を得て、公正、妥当な調査を行い、本規程等に準拠して厳正に対処するものとする。

(細則の設置)

第11条 本規程の運用に関する事項は、前各条のほか細則で定めることができる。

附 則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

株式会社三進社  
代表取締役  
青木 秀樹